

○多摩六都科学館組合事業評価員委員会条例

(平成 16 年 3 月 3 日 条例第 2 号)

(設置)

第 1 条 多摩六都科学館の事業評価を行うため、多摩六都科学館組合事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、管理者の諮問に応じ、次の事項について調査し、検討し、及び答申する。

- (1) 主要な事業成果の検証について
- (2) その他管理者が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、学識経験を有する者のうちから、管理者が委嘱する委員 5 人以内で組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会に関する庶務は、多摩六都科学館組合事務局において処理する。

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。